

歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる
地方創生推進プロジェクト国庫補助要項

令和8年4月28日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）交付要綱（令和8年4月28日文化庁長官決定）に基づき、遺跡及び出土遺物（以下「遺跡等」という。）を主たる観賞対象とし、遺跡等の背景にある歴史や文化への理解を深めることを目的とする観光様式（以下「考古学観光」という。）を創造・推進することにより、外国人観光客の誘客の推進や滞在時間の長期化、リピーター化等を図るために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、（１）～（３）とする。なお、事業の明細は別紙１のとおりとする。

（１）考古学観光コンテンツ作成事業

- ① 地下に埋没している若しくはその保存上・安全上の理由から実物を見学することが限られているなど、視覚的インパクトに弱い遺跡についてＡＲ・ＶＲ等のデジタル技術を用いることで、来訪者にさまざまな歴史体験・日本文化に対する学びを提供するために行うデジタルコンテンツ作成・発信及びその制作のために必要な発掘調査の記録類等、基礎情報のデジタル化
- ② 来訪者の宿泊先や立ち寄り先等、さまざまな場所で出土遺物に接し、日本の歴史に触れる機会を設けることを目的として行う、発掘調査等で出土した遺物の貸し出し、展示事業及びそのために行う出土遺物及び記録類の整理事業

（２）考古学観光拠点整備事業

- ① 考古学観光の素材となる地域の遺跡の所在や歴史的な価値を紹介し、その魅力増進及び理解促進、移動その他利便の増進に資することを目的とした、考古学観光の拠点及び情報発信となる施設・設備等の整備
- ② 考古学観光を主軸とする高度な専門性を有する人材の確保及び育成

（３）考古学観光スポット・コース整備等事業

- ① 発掘調査の成果等を用いて新たな観光スポットを作り出し、考古学観光ルートの設定をすることによって、来訪者の新たな循環を生み出すために行う事業
- ② ①の観光スポットを巡る海外富裕層の誘客や満足度向上に資するガイドツアー等のイベントの開催

4. 補助条件

補助条件は、（１）～（３）をすべて満たしていることとする。

- （１）観光振興事業費補助金交付要領別表で定める市区町村又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村（①訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村、②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重要伝統的建造物群保存地区等が所在する市区町村、③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村）であることを原則として、さらに近

隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていることとする。

(2) 外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。

(3) Wi-Fi、多言語化、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受入環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙2のとおりとする。

- (ア) 考古学観光コンテンツ作成事業
- (イ) 考古学観光拠点整備事業
- (ウ) 考古学観光スポット・コース整備等事業
- (エ) 上記の事業を構想するために必要な取組

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、補助対象経費の2/3を上限として予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

(1) 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(2) 補助事業者の財政力指数が0.5以下である場合には、補助率を10%加算することができる。

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(3) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

6. その他

文化庁において、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行するとともに、文化庁において、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。

(別紙1)

地下に埋没している若しくはその保存上・安全上の理由から実物を見学することが限られているなど、視覚的インパクトに弱い遺跡についてAR・VR等のデジタル技術を用いることで、来訪者にさまざまな歴史体験・日本文化に対する学びを提供するために行うデジタルコンテンツ作成・発信及びその制作のために必要な発掘調査の記録類等、基礎情報のデジタル化。 来訪者の宿泊先や立ち寄り先等、さまざまな場所で出土遺物に接し、日本の歴史に触れる機会を設けることを目的として行う、発掘調査等で出土した遺物の貸し出し、展示事業及びそのために行う出土遺物及び記録類の整理事業。 考古学観光を主軸とする高度な専門性を有する人材の確保及び育成。	AR・VRの作成及びそのために必要な、発掘調査の記録類（図面・写真）のデジタル化 遺跡を往時の姿に再現するために行う有識者会議等の開催 貸し出し遺物の抽出、貸し出しセットの作成のために行う整理作業及びそれに伴う有識者会議の開催 貸し出し資料の解説等（動画を含む）の作成 展示ケースのリース等
考古学観光の素材となる地域の遺跡の所在や歴史的な価値を紹介し、その魅力増進及び理解促進、移動その他利便の増進に資することを目的とした、考古学観光の拠点及び情報発信となる施設・設備等の整備。	来訪者便所、休憩施設、ガイダンス施設、管理施設（新築を除く。）又は外構（通路、柵、敷地内の舗装、植栽等）の整備等 ガイダンス施設における展示
発掘調査の成果等を用いて新たな観光スポットを作り出し、ルート設定をすることによって、来訪者の新たな循環を生み出すために行う事業。 観光スポットを巡るガイドツアー等のイベントの開催	解説板、パンフレット・冊子、ホームページ、データベースの制作・情報機器の整備及びその際、必要となる発掘調査の記録類（図面・写真）のデジタル化

※ただし、記録類のデジタル化のみを目的とする事業は対象外とする。

(別紙 2)

対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明
(ア) 考古学観光コンテンツ作成事業 (イ) 考古学観光拠点整備事業 (ウ) 考古学観光スポット・コース整備等事業 (エ) 上記の事業を構想するために必要な取組	事業費	賃 金	非常勤事務員賃金 作業員賃金 資料等整理賃金 〇〇賃金	期間内に雇用する場合のみ (年次有給休暇、割増賃金を含む)
		共 済 費	社会保険料 福利厚生費 傷害保険料 〇〇保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ 同上のうち、健康診断に限る ボランティア保険等
		報 償 費	謝 金 委 員 謝 金 原稿執筆謝金 〇〇謝金	危険を伴う等、特に必要な場合に限る。 事業等を委嘱したもの、又は協力者等に対する報酬及び謝金(調査、執筆、作業、研究、協力)
		旅 費	費用弁償 普通旅費 特別旅費	職員(調査)旅費 部外者招へい旅費等
		需 用 費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水料 〇〇費	
		役 務 費	通信運搬費 手数料 〇〇費	
		委 託 料	設計料 管理料 翻訳・監修料 〇〇委託費	
		使用料及び 賃借料	会場借上料 借料及び損料 〇〇借料 〇〇〇料 工事請負費	
		請負費	〇〇 費	
		原材料費		
		備品購入費		